

違反時の対応について

認証事業者が JAS 制度に違反した場合、認証機関は認証の取消しや格付(表示)業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を命じることがあります。

認証事業者の違反内容により一般財団法人日本食品分析センター(以下「センター」という。)が行う対応は以下の通りです。

1) 違反の内容による対応

処分の内容	違反の内容
認証の取消し	<p>①認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき。又は、認証の技術的基準に適合するため必要な措置を講ずるまでに要する期間が 1 年を超えると見込まれるとき。</p> <p>②認証事業者が日本農林規格等に関する法律(以下「法」という)第十条第六項若しくは第七項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第三十七条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。</p> <p>○重大な過失の違反例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者のミスにより長期に渡り、日本農林規格不合格となった製品の一部に J A S マークを付して出荷した。 ・長期に渡り、あやまって一部の製品の格付検査をせず、J A S マークを貼付して出荷した。 ・長期に渡り、格付記録の一部記入を失念していた。 ・格付記録簿へ、長期に渡り誤った記録をしていた。 等 <p>③認証事業者に係る認証事項が技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれるとき、センターが当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するための措置を講ずるまでの間、格付の表示を付してある農林物資の出荷及び格付(の表示)業務を停止することを請求したにもかかわらず、当該認証事業者が、正当な理由がなくてこの請求に応じないとき。</p> <p>④主務大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第三十九条第一項及び第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。</p> <p>⑤その他省令で規定された事項。</p>

格付(表示)業務及びJASマーク貼付品の出荷の停止	① JAS法の規定に違反したとき(故意又は重大な過失を除く)
	②認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、1年以内に認証の技術的基準に適合することが見込まれるとき。
是正要求	認証の取消しや格付(表示)業務及びJASマーク貼付品の出荷の停止を請求するには及ばない認証の技術的基準に適合しない事例が認められたとき又は適合しなくなる恐れが大きいと認められるとき。

2) 処分を行った時のセンターの対応

処分の内容	センターの対応
認証を取り消したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間は申請を受付けないこととする。 ・再認証の際は、新規の認証申請と同様に扱う。審査にあたっては、認証取消しの原因となった違反事項に対する原因究明、再発防止策及び是正されたシステムの有効性について重点的に審査する。 ・再発の危険がないと判断された場合は再認証する。
格付業務及びJASマーク貼付品の出荷を停止させたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・格付業務再開の際は、違反事項を是正するために実施した処置、違反事項に対する原因究明及び再発防止策についてのは正報告書を提出させる。 ・再審査を行い、是正されたシステムの有効性を審査する。 ・再発の危険がないと判断された場合は格付業務を再開させる。
是正要求をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合事項を是正するために実施した処置、不適合事項に対する原因究明及び再発防止策についてのは正報告書を提出させる。 ・再審査を行い、是正された内容について審査する。

上記に示す内容で判断できない場合は、農林水産省又は独立行政法人 農林水産消費安全技術センターに、その対応の指示を仰ぐものとする。